

# 先進諸国における婚外子増加の背景

フランス・スウェーデンの「家族」をめぐる歴史から

研究開発室 殿村 琴子

## - 要旨 -

フランスやスウェーデンでは、1970年代以降カップル形態の多様化が進み、結婚しないカップルの間に生まれる婚外子が増加している。出生全体に占める婚外子の割合はスウェーデンで6割、フランスで5割に近づいており、低下傾向にある出生率の下支え要因となっている。

結婚しないカップルや婚外子増加の背景としては、人々の意識や行動の変化に伴い、「多様なカップル形成を容認する制度（家族政策、法制・税制など）」や、「子ども福祉の普遍化」といった政策基盤が整備されてきたことが挙げられる。

当研究所の調査によれば、我が国の既婚者に占める同棲経験者は12.5%。希望したがしなかった者の4割近くが「親との同居」を理由に挙げており、いわゆる「パラサイト化」がカップル形成になんらかの影響を与えていることを示唆している。「出産は婚姻内で」との風潮が根強い中、若年層における「婚外」での妊娠は増加している。早期に婚外出生力が増す可能性は低いが、今後の家族政策を検討するにあたっては重要なポイントとして捉える必要がある。

## 1. はじめに

出生率の低下に歯止めがかからない。最大の要因として「晩婚・非婚化」が挙げられるが、1990年代以降ではむしろ「結婚した夫婦の出生数減少」がより大きな影響を与えたとの指摘がある。出生の基盤をなす「夫婦」の出生力低下は、婚外子比率が1.8%と低い我が国にとっては少子化の更なる進展と同義であり、看過できない問題だ。

一方、出生率回復を経験した先進国に目を転じれば、我が国同様に婚姻率が低下し、婚内出生数が減る中でも、事実婚や同棲など法律婚以外の「非婚カップル」の一般化や婚外出生数が増えたことで全体の合計特殊出生率の低下に一定の歯止めをかけた国がある（内閣府『平成17年版国民生活白書』）。本稿の目的の一つは、そうした国の代表格であるフランスやスウェーデンにおけるカップルを取り巻く社会環境や制度を調べ、非婚カップルと婚外子増加の背景を知ることにある。

さらに、アンケート調査で把握した我が国における同棲の現状を紹介し、今後の動向について考えたい。

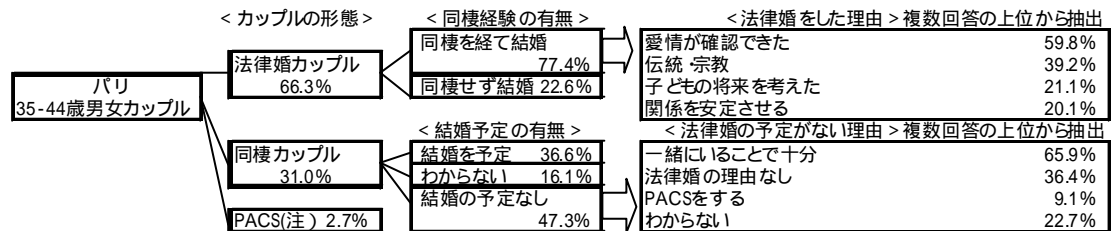
## 2. フランス・スウェーデンにおけるカップルの多様化と婚外子の増加

### (1) 増加する非婚カップルと法律婚の必要性の低下

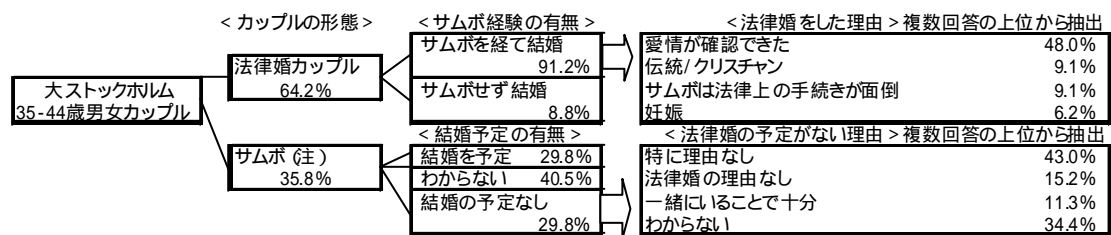
フランスやスウェーデンではここ30年間で家族の定義が大きく変化した。「結婚した夫婦」を核とする家族の数が減り、多様な結婚しないカップル(以下、非婚カップル)が増えている。内閣府経済社会総合研究所が両国の大都市圏でパートナーを持つ35-44歳男女を対象に行った調査によれば、非婚カップルの割合はパリで33.7%(同棲カップルと PACS の合計)、周辺部の中小都市を合わせた大ストックホルムで35.8%に上り、全体の約3分の1を占める(図表1)。また法律婚カップルにおいても、同棲(スウェーデンでは「サムボ」)を経験した割合は、パリで77.4%、大ストックホルムで91.2%と非常に高く、非婚形態での同居が結婚の前段階として一般化していることが窺える。

結婚の理由としてはいずれの国でも「愛情が確認できた(パリ59.8%、大ストックホルム48.0%)」が第1位で、両国ともに愛情が結婚の基礎的要件と考えられていることを示す一方、信仰する宗教や伝統の影響はパリの39.2%に対して、大ストックホルムは9.1%にとどまり、2カ国間で格差がみられる。結婚しない理由として「法律婚の理由なし」を選んだ者は、パリで36.4%、大ストックホルムで15.2%を占め、結婚の必要性自体を否定する傾向がみられる。

図表1 パリ(2004年)と大ストックホルム(2003年)のカップル内訳



注 1999年に法制化された民事連帯規約「Pacte civil de solidarite」の略。同性または異性の成年2人の共同生活を組織するための契約  
資料:内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年4月)より筆者作成



注 同じ登録住所で継続して共同生活し、性的関係を持つ非法律婚カップルを指す。「サムボ」とはスウェーデン語で「同棲」の意味  
資料:内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」(2004年4月)より筆者作成

国全体でみてもフランスではカップルに占める非婚カップルの割合が、全年齢で1968年の2.8%から99年には18.2%まで上昇しており、19-39歳の若年層では37.9%を占める(INSEE「ELF」1999)。新たに同居を始めるカップルでみると、非婚比率は更に

高まり、68-72年に形成されたカップルの21.0%から、88-92年では87.0%へと全体の実に約9割を占めるに至っている(図表2)。同居開始後5年以内に結婚する者の割合は離婚した者も含めると、68-72年の72.0%から88-92年の31.0%へと低下し、逆に非婚を5年間継続してきた者は同期間で17.0%から48.0%へと増えている。結婚は家族形成のための「必要条件」ではなく、一つの「選択肢」となりつつある。

図表2 非婚で同居を開始したカップルのその後(フランス)

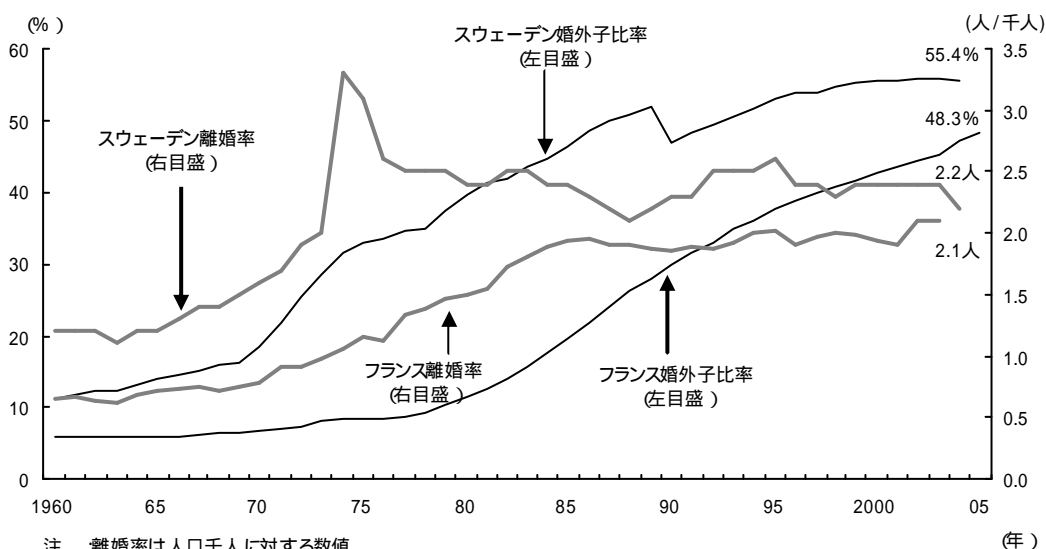
カップル形成年	1968-72	1973-77	1978-82	1983-87	1988-92
(単位:%)					
非婚カップルで同居を開始した者の割合					
同居全体に占める割合	21.0	42.0	60.0	78.0	87.0
最初の同居に占める割合	19.0	40.0	55.0	75.0	85.0
2度目の同居に占める割合	70.0	85.0	90.0	95.0	95.0
同居開始5年後のカップル形態の割合					
非 婚 継 続	17.0	21.0	26.0	33.0	48.0
結 婚	69.0	64.0	53.0	45.0	30.0
同 居 の 解 消	11.0	11.0	17.0	19.0	21.0
結 婚 し て 離 婚	3.0	4.0	4.0	3.0	1.0
同居開始10年後のカップル形態の割合					
非 婚 継 続	5.0	10.0	18.0	21.0	
結 婚	67.0	58.0	50.0	47.0	
同 居 の 解 消	15.0	17.0	22.0	26.0	
結 婚 し て 離 婚	13.0	15.0	10.0	6.0	

資料:INED "Evolution de la structure familiale" (2000年6月)より筆者作成

## (2) 婚外子の増加と離婚率の上昇

離婚率はフランスで70年代以降85年にかけて、スウェーデンで65年から75年にかけて上昇し\*1、出生数に占める婚外子比率も前者で75年の8.5%から05年の48.3%へ、後者で65年の13.8%から04年の55.4%へと急増している(図表3)。

図表3 フランス・スウェーデンにおける婚外子比率、離婚率の推移



注 離婚率は人口千人に対する数値  
資料:INSEE及びEUROSTATより筆者作成

婚外子の多くは、前項でみたような「結婚していないが同居中のカップル」のもとに生まれ、フランスでみると、誕生時点の両親同居率は94年生まれで77.6%を占める(図表4)。父親の認知率が65年の76.2%から94年の88.5%へと上昇している一方、両親が結婚して子どもを「準正」する率は同期間で54.1%から19.5%まで低下している。

図表4 婚外子の両親同居率、認知率、準正率(フランス)

	婚外子の誕生年			
	65年	75年	85年	94年
両親同居率	21.3	45.8	64.3	77.6
認知率	76.2	80.4	87.1	88.5
準正率(97年現在)	54.1	47.5	37.4	19.5
最終準正率(推計)	54.1	48.1	41.5	41.0

資料:INSEE「La filiation des enfants nés hors mariage(1965-94)」(2000年)より筆者作成

### 3. フランス・スウェーデンにおける多様な家族の容認と子育ての社会化

#### (1) フランス ~ 多様なカップル形態の容認 ~

68年の5月革命<sup>\*2</sup>を契機に70年代のフランスでは家族形成に大きな影響を与える制度改革が行われた。70年代半ばの人工中絶合法化や避妊用経口ピルの薬局での販売解禁は、女性に妊娠・出産に関する決定権を与え、72年、79年の親子法改正で婚外子の税制や社会保障上の権利が嫡出子同様に保障されると、婚姻数に占める婚前妊娠の割合は減少した(図表5)。一方で75年の離婚法改正による婚姻解消の柔軟化や実際の離婚数の増加により、結婚がもたらす生活保障が従来ほど確実なものではないとの認識が広がったことは、後続世代における非婚化の進展に大きな影響を与えた<sup>\*3</sup>。

80年代は70年代の諸改革で相対的に弱まった父権の再調整を目的に、婚姻解消後も両親による共同親権の行使を原則化する親子法の改正(87~93年法)<sup>\*4</sup>が行われた。

図表5 家族制度の変遷(フランス・スウェーデン)

	フランス	スウェーデン
~ 69年	家族除数制度(N分N乗)の導入(45年) 夫婦別産制の導入(65年)	
70年代	親子関係上の自然子(婚外子)法的地位の差別撤廃(72年、79年) 成人年齢の引き下げ(21歳から18歳へ)(74年) 避妊用経口ピルの解禁(窓口販売許可)疾病保険の適用開始(74年) 中絶法(74年) 離婚事由の拡大と手続きの簡素化(75年)	世帯単位課税より分離課税へ(71年) 出産・育児用両親保険制度(74年) 中絶法成立(75年) 親子法改正(婚外子の法的差別撤廃)(76年)
80年代	自然親子関係における立証方法の拡大(82年) 妊娠中絶費用の疾病保険適用(82年) 家族に関する法律制定(86年) 共同親権(離婚した両親に認可、自然子両親には容易化)(87年)	職場における男女差別禁止法ならびに「平等オプンズマン」設置(80年) 姓名法制定(夫婦同姓・別姓選択の自由)(82年) 婚姻法成立(夫婦双方の家計負担責任の明記)(87年) サムボ法成立(離婚時財産分与、養育義務の分担)(87年) ホモセクシュアル・サムボ法成立(87年)
90年代	親権共同行使の原則化(自然子両親には条件付で自動化)(93年) 家族除数制度改定(事実婚内カップル優遇の排除)(96年) PACS(民事連帯規約)(99年)	パートナーシップ法 (ホモセクシュアル・カップル対象への婚姻に準じる権利)(95年)

資料:日仏法学会編「日本とフランスの家族観」(2003年4月)、善積京子編「スウェーデンの家族とパートナー関係」(2004年11月)などより筆者作成

90年代に入り多様化の流れは更に進み、従来タブー視されていた同性カップルによる婚姻を事実上認める「PACS（民事連帯規約）」が法制化されている（図表6）。

政府主宰の「家族」関連サイトには、事実婚、PACS、婚姻に関連する権利・義務・登録方法などが詳細に紹介され、「家族」の定義の広さを実証している。非婚カップルでも、一定の社会保障給付や住居の継続利用などにおける配慮があるが、99年に導入されたPACSを締結すれば、社会保障上の受給権が完全に認められる上に、税制面でも婚姻に準じた優遇措置を受けられる。解消の容易さもあり、04年の新規登録数は4万件と、同年の婚姻数（28万件）の約7分の1の水準まで増えている。

2000年以降の家族政策上の新たな論点は、離婚や同棲の解消によって生まれる片親世帯の増加と、再婚などで誕生する「複合家族（famille recompose）」における親権行使のあり方<sup>\*5</sup>になっている。

図表6 事実婚・PACS 結婚制度比較（フランス）

	事実婚	PACS	結婚
財産制	なし	共有	結婚後取得した財産のみ共通財産制
子の呼称	自然子	自然子	嫡出子
離死別後の住居使用	使用継続の権利	使用継続の権利	賃貸借の移転
社会保障受給権	あり(条件付)	あり	あり
労働環境上の家族事情の配慮	なし	あり	あり
課税	分離課税(富裕税を除く)	3年後から共同課税	共同課税
贈与税と相続税 控除額(上段)と税率(下段)	1,500ユーロ(優遇無) 60%	57,000ユーロ 控除額を超える最初の15,000ユーロまで 40%、それ以上は50%	50,000ユーロ 控除額を超える部分は5~45%
関係の解消	自由	死亡 一方または双方の婚姻 一方の意思	死亡 離婚(有責)別居

資料：図表1(パリの資料、及びフランス法務省ホームページ)より筆者作成

## (2)スウェーデン ~ 個人単位社会の実現と子どもの権利を普遍化する政策 ~

スウェーデンは、個人の自立を前提とする成熟した福祉国家である。同時に女性の社会進出という視点でも先進国屈指の実績を持つ。1960年代の女性運動を経てこの国が70年代に選択した道は「徹底した男女平等参画社会」であり、性や出自に関わりなく各個人の自由と選択が尊重される「個人単位社会」である。その結果として多様なライフスタイルが容認され、出自を問わず子ども一人ひとりが健全な生活と経済的支援を得る権利を保障されている（図表7）。

70年代以降手厚い社会福祉制度が実現する過程で福祉関連分野における労働需要が急増し、主要な担い手となる女性の社会進出は急速に進んだ。スウェーデン女性の労働力率は2000年時点で75.5%という高水準である。教育費用の無料化や保育の普遍化など子どもの養育が社会的に保障される環境のもと、経済的に自立した女性が様々な選択をした結果がカップルの多様化であり、婚外子の増加に繋がったと考えられる。

スウェーデンでは、共同養育権が原則となっており、父親確定制度<sup>\*6</sup>のもと養育費支援制度が導入されている。子どもの養育のための経済的負担は婚姻内外、離婚の有無を問わず男女平等に求められ、支払わない者に対しては国が強制徴収を行う。男女平等の思想は育児休業制度にも貫かれており、74年に採用された両親保険制度は、男

性にも一定期間の休暇取得を義務付けている。児童手当は16歳未満の子を持つ全ての親を対象に支給され、保育所の利用率は2 - 3歳児で8割前後に達する(善積編 2004)。このように全ての子どもの権利を保障する育児の社会化政策が浸透している。

一方で、日本の家族政策は、法律婚カップルからなる世帯を単位として性別役割分業が前提とされ、女性の経済的な自立もスウェーデンほど容易ではない。離婚や非婚による片親世帯は社会福祉の対象とされ、社会的依存者とみなされる。婚外子への差別は戸籍記載面や相続税法上で厳然と残っており、非婚カップルには法律婚同様の優遇措置は認められていない。

図表 7 スウェーデンの社会システム - 日本との比較 -

		スウェーデン	日本
理念	個人役割とジェンダー	中立・平等	性別役割分業
	社会の単位	個人	世帯
	福祉制度	普遍的(ユニバーサル制度)	所得制限あり
家族法	非法律婚	サムボ法などにより、非法律婚も法律婚とほぼ同等に承認	非法律婚は法律婚と同等にはみなされず、様々な差別が存在
	婚外子	婚内子と同等の権利を持つ	婚内子と同等の権利を持たない
	離婚	破綻主義	有責主義(部分的に破綻主義)
	養育親権	共同養育権	単独親権
社会保障	児童手当	所得制限なし	所得制限あり
	養育費	国の介入度が強い 実の両親のうち子どもと別居する親が支払いの義務を負う 養育扶助制度に登録していれば、別居親の支払月額が一定額に達しないとき、差額を国が負担	国の介入度が弱い 当事者間の取り決めがある場合のみ国が強制力を持つ 母子世帯を対象とした児童扶養手当(所得制限あり 支給期間5年以内)
	子どものいる家族に対するその他の社会保障給付	住宅手当(所得制限あり)	社会保障枠外(雇用主)からの支給など

資料：善積京子編「スウェーデンの家族とパートナー関係」(2004年11月)より抜粋

#### 4.日本の現状 ~ 少ない同棲経験者と増える婚前妊娠 ~

##### (1)既婚カップルに占める同棲経験者は1割、同棲できない理由は「親との同居」

今年1月に第一生命経済研究所が行ったアンケート調査によれば、30代~60代の既婚者に占める同棲経験者は全体で12.5%、最も多い30代でも21.1%であった(図表8)。一方、同棲希望がありながらしなかった者は未経験者全体の18.3%、30代では34.5%に上り、理由として全体の38.2%、30代の49.0%が「親との同居」を挙げている。パラサイト化がカップル形成になんらかの形で影響を与えていることが推察される。

##### (2)30年前のフランスと同レベルの「婚前妊娠」と低い婚外子許容度

日本では近年第一子出生に占める結婚期間が妊娠期間より短い、いわゆる「できちゃった婚」による出生が増え、全体の26.3%となっている(厚生労働省「人口動態調査特殊報告」2002年)。一方で「独身の時に子どもができたなら結婚した方が良い」と考える者は若年層でも半数を超え(内閣府「国民生活選好度調査」2005年)、「出産・育児は

婚姻内で」との意識は根強い。婚前妊娠が実態として増えても婚外子に対する許容度が依然として低いのは、日本社会の風潮、あるいは戸籍や相続面での婚外子差別の存在と無縁ではないと考えられる。

図表8 既婚者に占める同棲経験の割合

(単位:%)

同棲経験の有無	30代(N=187)	40代(N=188)	50代(N=202)	60代(N=192)	合計(N=769)
同棲したことがある	21.1	11.7	12.9	4.7	12.5
同棲したことはない	78.9	88.3	87.1	95.3	87.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同棲希望の有無(注1)	30代(N=148)	40代(N=166)	50代(N=176)	60代(N=182)	合計(N=672)
同棲したいと思っただことがある	34.5	20.5	16.5	4.9	18.3
同棲したいと思っただことはない	35.8	51.8	51.1	66.5	52.1
考えたことがない	29.7	27.7	32.4	28.6	29.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同棲したくてもしなかった理由(注2)	30代(N=51)	40代(N=34)	50代(N=29)	60代(N=9)	合計(N=123)
(自分や相手が)親と同居だったから	49.0	32.4	34.5	11.1	38.2
経済的に無理だったから	7.8	5.9	17.2	22.2	10.6
周囲が反対したから	2.0	2.9	3.4	11.1	3.3
世間体が悪いと思ったから	17.6	14.7	17.2	33.3	17.9
したかったけど相手がいなかったから	7.8	29.4	20.7	22.2	17.9
その他	15.7	14.7	6.9	0.0	12.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1：同棲したことはない」と回答した者を100%とする 注2：同棲したいと思っただことがある」と回答した者を100%とする。

資料：第一生命経済研究所「同棲とプロポーズに関するアンケート調査」(2006年4月) 調査対象は30歳～69歳の全国既婚男女800名(第一生命経済研究所生活調査モニターより抽出) 調査方法は郵送調査法、有効回収数は769名(有効回答率96.1%)

## 5.まとめ

社会の構成単位としての「家族」が個人の利益より優先され、法律婚に基づく家族という単一モデルが要請された数十年前には、フランスやスウェーデンでも非婚カップルや婚外子に対する差別的な見方や取り扱いが強く存在していた。一つの理想モデルありきではなく個々人が理想とする家族像を模索する時代の到来は、カップルにより多くの苦悩をもたらしたとの指摘もある。それでもこれらの国では「自由と選択」の可能な社会を志向する人々の意識を反映すべく様々な制度改革が行われ、結果として現在のような多様な生き方の尊重と育児の社会化が実現している。またそうした選択の結果が出生率全体を下支えする婚外出生率の上昇に繋がったといえる。

我が国では、同棲経験者は少なく婚外子が出生数全体に占める割合は1.93%(厚生労働省「人口動態統計」2003年)にとどまる。多様な家族像を許容する風潮が弱く、子どもの養育・福祉に関する社会政策の充実度も低い現状で、婚外出生力に期待するのは時期尚早といえよう。ただ、増加する「婚前妊娠」の背景にある若者の意識や行動変化をどう読むかは今後の家族政策を考える上で非常に重要なポイントになる。非婚化・晩婚化の背景と同様、こうした現象の裏に、現代の若者が求める新たな家族像が潜んでいるかもしれないからだ。

(研究開発室 副主任研究員)

## 【注釈】

- \*1 当時、夫婦合算課税方式を採用していたスウェーデンでは、60年代以降女性の職場進出に伴う家計収入の増大により多くの夫婦で合算所得への適用税率が上昇した。結婚が税制上不利との判断から離婚に踏み切るカップルが増え、71年に政府は分離課税方式を採用するが一旦離婚した者の多くは事実婚にとどまった。
- \*2 カトリック信仰に基づく倫理観や自由を奪う社会モラルへの反発から、学生が中心となって起こした抗議行動。強い父権社会の象徴であったド・ゴール大統領は翌年退任に追い込まれている（浅野素女「フランス家族事情」1995年8月）。
- \*3 離婚が容易になることは婚姻の安定性が低下することと同義であり、安定を求めて結婚しても意味がないとの判断から非婚にとどまる者が増えた（INED 2004）。
- \*4 離婚時の親権は原則として母親単独に与えられていたが、子どもの養育に深く関わる父親の増加や彼らによる運動を受けた法改正により、離婚後も週末などの限られた時間ではなく、より広範な養育権が父親にも与えられることになった。
- \*5 複合家族は端的に言えば「共同親権」の産物であり、従来の単独親権であれば断絶された別居の親との縁が継続することで、子どもにとっては「昔の両親」と「今（複合家族）の両親」の両方との関係維持を意味する。継父母の視点からは親権を持たない子どもの養育を期待されながらも法的な親権は無く、伴侶との離死別の際には養子との関係は消滅する。こうした継父母に対するなんらかの法的措置の必要性をめぐる議論が続いている。
- \*6 同居の有無に拘らず、法律婚をしていないカップルに対しては、子どもの出産後に母親の同意のもと父親確定制度が適用される。あくまでも子どもの権利の立場から、実の父親を確定することは重要であるとされている（善積編 2004）。

## 【参考文献】

- ・竹崎孜，2002，『スウェーデンはなぜ少子国家にならなかったのか』あけび書房。
- ・塚口レグランド淑子，1988，『女たちのスウェーデン』勁草書房。
- ・内閣府経済社会総合研究所編，2004，「スウェーデン家庭生活調査」。
- ・内閣府経済社会総合研究所編，2005，「フランスとドイツの家庭生活調査」。
- ・日仏法学会編，2003，『日本とフランスの家族観』有斐閣。
- ・丸山茂，2005，『家族のメタファー』早稲田大学出版部。
- ・善積京子編，2004，『スウェーデンの家族とパートナー関係』青木書店。
- ・渡邊啓貴，1998，『フランス現代史』中公新書。
- ・INED，2000，“Evolution de la structure familiale”。
- ・INSEE，2000，“La filiation des enfants nés hors mariage:trent ans d' evolution(1965-94)”。